

Abeanary 通信

～トピックス～

1. 一括償却資産の損金(必要経費)算入のタイミング
2. 税務カレンダー (2022年12月、2023年1月の税務)
3. おすすめ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

大きい声を出して、いつも元気にニコニコしていれば、
たいていのことはうまくいきます

樋口廣太郎 (アサヒビール中興の祖)

※ 経営者100の言葉より引用

一括償却資産の損金(必要経費)算入のタイミング

◆一括償却資産とは

パソコンなどの器具及び備品その他減価償却資産を取得した際に、取得価額が30万円未満の少額である場合には、法定耐用年数より短い期間で損金(法人税)・必要経費(所得税)(以下、“経費”とします)にできる規定があります。

(1) 10万円未満の場合は消耗品等として取得時に全額経費となります。

(2) 10万円以上20万円未満の場合は、一括償却資産として3年間の定額償却にできます。※下記(3)の選択も可能です。

(3) 10万円以上30万円未満の場合は、300万円を限度として全額経費にできます。ただし、これは中小企業等のみに適用です。

取得価額10万円以上20万円未満の資産で耐用年数よりも短い期間で経費にできるのが「一括償却資産」です。この制度は中小企業等以外の法人も使えます。金額の上限もありません。

◆一括償却資産のメリットとデメリット

一括償却資産のメリットは、3年での定額償却ですので、個々の資産の本来の法定耐用年数の確認をする必要がなくなります。また、本来の耐用年数よりも早く経費にすることができます。さらに、一括償却資産は償却資産税

の申告対象から外れますので固定資産税が掛かりません。

一方のデメリットとしては、3年の償却期間中に資産を滅失・譲渡した場合でも、未償却額残高を損金算入することができないことがあります。すなわち、減価償却を打ち切れないため、帳簿からその資産を取り除く処理ができません。

◆途中で売却や除却をしても償却期間は3年

資産を売却したり除却した場合には、通常は、その資産の帳簿価額(=取得価額からそれまでの減価償却費を控除した残額)を売却原価もしくは除却損として計上します。しかしながら、一括償却資産としたものに対してこの処理をするのは間違いとなります。その資産がなくなっても会社の帳簿上には未償却の残額が残り、あくまでも36か月(3年)かけて経費にすることになります。

ただし、会社が解散して清算に入り、残余財産が確定した場合には、残余財産の確定の日の属する事業年度終了の時ににおける一括償却資産の金額が事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとなります。残余財産が確定するとその先はありませんから3年縛りは適用されません。

2022年12月の税務

12月12日

●11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（当年6月～11月分）の納付

翌年1月 4日

●10月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●4月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出（本年最後の給与の支払を受ける日の前日）

○給与所得の年末調整（本年最後の給与の支払をするとき）

○固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付（12月中において市町村の条例で定める日）

2023年1月の税務

1月 10日

●前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）

1月 31日

●支払調書の提出

●源泉徴収票の交付

●固定資産税の償却資産に関する申告

●11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

●給与支払報告書の提出

○給与所得者の扶養控除等申告書の提出（本年最初の給与支払日の前日）

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）（1月中において市町村の条例で定める日）

おすすめ書籍のご紹介

話し方で損する人得する人



ジャンル	自己啓発・マインド		
著者	五百田達成		
出版社	ディスカヴァー・トゥエンティワン		
定価	1,210円（税込）	出版日	2022年07月25日
評点			
総合	3.7	明瞭性	3.5
革新性	3.5	応用性	4.0

評点基準について>

あなたは自分の話し方に自信があるだろうか。

本書の著者、五百田達成氏は「伝えることのプロフェッショナル」だ。そんな五百田氏によると、世の中には2種類の人がいる。一人は、いつも和やかで、「あの人のためなら」とまわりが動いてくれる人。もう一人は、いつもイライラしていて、声をかけても人を動かさない人。この2人の違いは「話し方」にあるという。話し方次第で人間関係は良くも悪くもなるのだ。

本書の特徴は「話し方で損する人」と「話し方で得する人」を対比させて示している点だ。損する話し方として、相手の話を要約する、すぐに質問をはさんで話の腰を折る、出欠の返事が遅い、「また誘ってください」と言う、ちょっと叱られるとすぐ落ち込む、などが挙げられている。ドキッとすることも多いだろう。

誰も「得する話し方」をして、ストレスの少ない、笑顔あふれる人生を送りたいだろう。「これまで話し方で損をしてきたかもしれない」と感じた方は、本書を読んで「得する話し方」を学んでみてはいかがだろうか。

◆◆◆詳細が気になった方は、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント
税理士法人 アビーナリーマネジメント
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091
<https://abn-m.or.jp>